

平成23年度神奈川県相談支援従事者初任者研修実施要領

1 目的

障害者自立支援法に基づく相談支援に従事する者が、地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することを目的とします。

2 日程及び会場

	月 日	時 間	場 所
1日目	平成23年 7月21日(木)*1	9:15～17:15	港南公会堂(予定)
2日目	平成23年 7月22日(金)*2	9:30～16:50	
3日目	平成23年 7月25日(月)	9:50～17:00	藤沢市産業センター
4日目	平成23年 7月27日(水)	9:30～16:45	
5日目	平成23年 8月31日(水)	9:30～16:45	
6日目	平成23年 9月 1日(木)	9:30～16:45	
7日目	平成23年 9月 2日(金)	9:30～17:00	
8日目	未定 *3	未定	未定

*1, *2… 本研修は、サービス管理責任者補足研修と合同で実施します。

*3 … **今般の障害者自立支援法等の改正により、新たに「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」及び「障害児相談支援」が創設（平成24年4月1日施行）される事を踏まえ、「法の円滑な施行準備のための研修（4～5時間程度）」がカリキュラムに追加される事となっております。**

日程等詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

3 研修カリキュラム

別紙1「平成23年度神奈川県相談支援従事者初任者研修カリキュラム」のとおり

4 研修の対象者

- (1) 市町村職員（非常勤・嘱託職員及びその予定者を含む）
- (2) 相談支援事業者の指定を受けている又は指定申請を予定している社会福祉法人・医療法人・作業所等の従事者
- (3) その他、県が必要と認めた者

※ なお、横浜市、川崎市は、県からの委託によりそれぞれ研修会を実施するため、両市所管区域に所在する事業者・社会福祉法人等は、本研修の対象としておりません。

<留意点>

- 8日間の研修をすべて受講できる方を対象とします。
- 研修4日目（7月27日（水））の「ケアマネジメントの展開について」の中で、使用する事例を事前に作成できる方とします。
- 4日目の実習ガイダンスの後、各受講者は、課外実習として、実際の事例を選定し、アセスメント表、サービス利用計画書を作成し、8月31日（水）実施の演習に用いることとなりますので、事例選定ができる方を対象とします。事例を選定し、課外実習を行うことができない場合は修了とはなりませんので、あらかじめ、ご留意ください。

※相談支援専門員として従事するためには、本研修の修了と実務経験が必要になります。必要とされている実務経験年数については、別紙2「相談支援専門員の要件となる実

務経験の範囲と必要経験年数」を参照してください。

5 定員

100名

6 受講者の推薦・申込み

(神奈川県障害者地域作業所連絡協議会、神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会)

本研修の受講希望者は「平成 23 年度神奈川県相談支援従事者初任者研修受講推薦書」により、平成 23 年 6 月 10 日 (金) (必着) までに各市町村障害福祉課主管課に申し込んでください。

7 受講者の決定

受講希望者が定員を上回った場合は、推薦された方の中から、選考により受講者を決定し、各市町村等に通知します。

8 修了証書

8 日間の研修を修了した方には、修了証書を授与します。

9 参加費

無料 (交通費等は自己負担)

10 その他

- ・受講にあたって、手話通訳、点字教材、身体障害者用駐車場等を必要とする方を推薦される場合は、受講推薦書の所定欄に記載してください。
- ・来場の際は、原則として公共交通機関を利用してください。
- ・本研修の運営は、神奈川県から事業を委託した「特定非営利活動法人 かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク」が行います。

11 受講推薦書等の送付先及び問い合わせ先

(受講推薦書等送付先)

特定非営利活動法人 かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク 〒243-0014 厚木市旭町1-9-7旭町三紫ビル302 電話 046(220)5380 ファクシミリ 046(220)5381 研修事務局 相馬 中村

(本研修の手続き等に関する問い合わせ先)

特定非営利活動法人 かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク 〒243-0014 厚木市旭町1-9-7旭町三紫ビル302 電話 046(220)5380 ファクシミリ 046(220)5381 研修事務局 相馬 中村

(資格要件や制度に関する問い合わせ先)

神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部障害福祉課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045(210)1111 ファクシミリ 045(201)2051 地域生活支援グループ 後藤 内線4721

<別紙1>

平成23年度神奈川県相談支援従事者初任者研修カリキュラム

	日程及び場所	時 間	科 目
1日目	平成23年7月21日(木) (港南公会堂 予定)	9:15～9:30	あいさつ・オリエンテーション
		9:30～11:30	障害者ケアマネジメント概論
		11:30～12:30	障害者の地域生活支援について
		13:30～15:00	障害者自立支援法の概要
		15:15～17:15	障害者自立支援法における個別支援計画作成個別支援計画の作成
2日目	平成23年7月22日(金) (港南公会堂 予定)	9:30～12:00	相談支援事業と相談支援専門員について(1)
		13:00～14:30	相談支援における権利侵害と権利擁護
		14:45～15:45	地域自立支援協議会の役割と活用(1)
		15:50～16:50	相談支援事業と相談支援専門員について(2)
3日目	平成23年7月25日(月) 藤沢市産業センター	9:50～10:00	オリエンテーション
		10:00～10:50	視覚障害者の生活ニーズと相談支援
		11:00～11:50	聴覚障害者の生活ニーズと相談支援
		13:00～13:50	肢体不自由者の生活ニーズと相談支援
		14:00～14:50	知的障害者の生活ニーズと相談支援
		15:00～15:50	精神障害者の生活ニーズと相談支援
		16:00～17:00	当事者のニーズ振り返り
4日目	平成23年7月27日(水) 藤沢市産業センター	9:30～9:45	オリエンテーション
		9:45～15:45	ケアマネジメントの展開について
		15:45～16:45	実習ガイダンス

※1日目,2日目はサービス管理責任者補足研修と合同で開催する。

※実習ガイダンス後、課外実習として、各受講者が、在宅の事例を選定し、アセスメント表、サービス利用計画書等を作成し、演習に用いる。

	日程及び場所	時 間	研 修 科 目
5日目	平成23年8月31日(水) 藤沢市産業センター	9:30～9:45	オリエンテーション
		9:45～16:45	演習
6日目	平成23年9月1日(木) 藤沢市産業センター	9:30～9:45	オリエンテーション
		9:45～16:45	演習
7日目	平成23年9月2日(金) 藤沢市産業センター	9:30～9:45	オリエンテーション
		9:45～11:45	地域自立支援協議会の役割と活用(2)
		12:45～14:30	地域自立支援協議会の役割と活用(3)
			講義「障害者ケアマネジメントの実践」 (モニタリング、エバリュエーション)
		14:30～16:30	演習のまとめ
		16:30～16:45	全体的な質疑応答とまとめ
		16:45～17:00	修了式
8日目	未定	未定	地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)
		未定	障害児相談支援

<別紙2>

相談支援専門員の要件となる実務経験の範囲と必要経過年数

内は、別に神奈川県として実務経験に含める業務の範囲

業務の種類	業務の範囲	必要経過年数
① 相談 支援 業務	イ 相談支援事業に従事する者 障害児相談支援事業 身体障害者相談支援事業 知的障害者相談支援事業 ・障害児(者)地域療育等支援事業 ・市町村障害者生活支援事業	
	ロ 相談機関等において相談支援事業に従事する者 児童相談所 身体障害者更生相談所 精神障害者地域生活支援センター 知的障害者更生相談所 福祉事務所 保健所 市町村役場 その他これらに準ずる施設	
	ハ 施設等において相談支援業務に従事する者 障害者支援施設 老人福祉施設 精神保健福祉センター 救護施設及び更生施設 介護老人保健施設 その他これらに準ずる施設 ・身体障害者更生施設 ・知的障害者更生施設 ・身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター ・知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム ・知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設(入所、通所)、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児) ・知的障害者地域生活援助、精神障害者地域生活援助 ・精神障害者社会復帰施設 ・指定居宅介護支援事業所 ・市町村から補助または委託を受けている作業所等	5年以上
	ニ 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援従事者研修修了者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 上記イからハに掲げる業務に1年間以上従事した者	

業務の種類	業務の範囲	必要経年数
② 介護 業務	イ 施設等において介護業務に従事する者 障害者支援施設 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者福祉ホーム ・身体障害者授産施設 ・身体障害者福祉センター ・精神障害者社会復帰施設 ・知的障害者デイサービスセンター ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・知的障害者通勤寮 ・知的障害者福祉ホーム 老人福祉施設 介護老人保健施設 療養病棟 その他これらに準ずる施設 <ul style="list-style-type: none"> ・改正前の身体障害者居宅介護、知的障害者居宅介護、児童居宅介護、精神障害者居宅介護、身体障害者デイサービス、児童デイサービス ・知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設(入所、通所)、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児) ・知的障害者地域生活援助、精神障害者地域生活援助 ・市町村から補助または委託を受けている作業所等 	10年以上
	ロ 障害福祉サービス事業等において介護業務に従事する者 障害福祉サービス事業 老人居宅介護等事業 その他これらに準ずる事業	
	ハ 医療機関等において介護業務に従事する者 保険医療機関 保険薬局 訪問看護事業所 その他これらに準ずる施設	

業務の種類	業務の範囲	必要経年数
③ 就 労	就労支援に関する施設において、相談支援業務その他これに準ずる業務に従事する者 障害者職業センター 障害者雇用支援センター 障害者就業・生活支援センター <ul style="list-style-type: none"> ・地域就労援助センター 	5年以上

業務の種類	業務の範囲	必要経年数
④ 教 育	盲学校、聾学校、養護学校等において、就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事する者 盲学校 聾学校 養護学校 その他これらに準ずる機関 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校の特別支援学級 	5年以上

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
⑤ 有資格者等	イ 上記②の介護業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援従事者研修修了者 (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士	5年以上
	ロ 上記①から④の業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者	3年以上

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士のことをいう。

※3年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が通算して3年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が540日以上であることをいう。
○3年以上(540日以上) ○5年以上(900日以上) ○10年以上(1800日以上)

【7月25日27日8月31日9月1日2日会場】

(藤沢産業センター)

神奈川県藤沢市藤沢 109 番地 湘南 ND ビル 7 階

TEL : (0466)21-3811 (代表)



JR・小田急藤沢駅から徒歩 2 分
NDビル(藤沢郵便局の隣のビル)7階